

1 補助対象

【補助対象地域】下水道事業計画区域及び農業集落排水施設の供用開始区域を除く地域

※対象地域は浄化槽設置場所の管内担当に確認する

(本庁管内：一般廃棄物対策課 支所管内：各支所市民福祉課)

【補助対象浄化槽】専用住宅（店舗併用住宅は住宅部分の床面積が2分の1以上）に設置される
10人槽以下の浄化槽（環境配慮型浄化槽）

【補助対象の除外】

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請又は浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 補助事業期間内に浄化槽工事を完了できない者
- (3) 販売の目的で、浄化槽付き住宅等を建築する者
- (4) 住宅を継続的に使用すると認められない者
- (5) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (6) 市（区町村）税に滞納のある者
- (7) 公共事業に伴う浄化槽の移転に係る補償を受けている者

【交付申請書及び実績報告書の提出期限】※予算額に達した場合は受付を終了します。

- (1) 交付申請書の提出期限は、令和5年12月22日（金）となります。
- (2) 実績報告書の提出期限は、補助金に係る浄化槽工事完了後1か月以内又は令和6年2月29日（木）となります。

2 補助金額

【新設扱い転換】

みなし浄化槽又はくみ取り槽を使用している住宅の建替及び建築確認申請を要する増改築に伴い浄化槽を設置する場合（みなし浄化槽又はくみ取り槽は原則として撤去）＝「新設扱い転換」

人槽区分	倉渕支所、箕郷支所及び榛名支所 が所管する区域以外の区域に係 る限度額	倉渕支所、箕郷支所及び榛名支所 が所管する区域に係る限度額
5人槽	150,000円	160,000円
7人槽	190,000円	210,000円
10人槽	250,000円	280,000円

上記補助額に浄化槽エコ補助金として1基につき**100,000円加算**します。

※新築に対する補助は廃止となりました。

【転換】

みなし浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽に切り替える場合（みなし浄化槽又はくみ取り槽は原則として撤去）

人槽区分	倉渕支所、箕郷支所及び榛名支所 が所管する区域以外の区域に係 る限度額	倉渕支所、箕郷支所及び榛名支所 が所管する区域に係る限度額
5人槽	330,000円	350,000円
7人槽	410,000円	440,000円
10人槽	540,000円	580,000円

転換の場合、宅内配管工事に係る費用に対し**300,000円まで**補助します。

※宅内配管工事とは、浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水が浄化槽まで流れる管）、マスの設置と住居に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいいます。

※宅内配管に対する補助を受ける場合、エコ補助金は加算されません。

3 交付申請（提出部数 1 部）

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 工事業者等変更報告書（浄化槽仕様書の内容に変更があった場合のみ）
- (3) 環境保全に関する誓約書の写し
- (4) 浄化槽認定シート
- (5) 浄化槽カタログ（コピー可。浄化槽の総容量及びブロワーの消費電力がわかる部分を含む）
- (6) 浄化槽工事業者の瑕疵担保に関する誓約書
- (7) 設置場所の案内図（1/2，500及び1/20，000）
- (8) 建物平面図及び配置図（既存のみなし浄化槽又はくみ取り槽の場所も記入すること）
- (9) 見積書の写し（浄化槽設置工事、宅内配管工事、みなし浄化槽又はくみ取り槽の撤去工事に関するもの）
- (10) 浄化槽登録証の写し（全国浄化槽推進市町村協議会）
- (11) 管理票C票（全国浄化槽推進市町村協議会）
- (12) 機能保証登録証（群馬県浄化槽協会）
- (13) 当該現場を担当する浄化槽設備士免状等の写し（昭和62年以前に浄化槽設備士になった人は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証の写しも必要）
- (14) 公共事業に係る浄化槽補償に関する誓約書
- (15) 市（区町村）税に滞納のないことの証明書（申請時住所の市区町村が、申請日から前3ヶ月以内に発行した証明書）
- (16) 債権者登録依頼書（振込口座がわかれば様式は問わない）
- (17) 委任状（申請を業者に代行させる場合）
- (18) 浄化槽施工方法確認届出書
- (19) 既設のみなし浄化槽又はくみ取り槽の埋没状況や撤去等がわかる写真や資料
- (20) その他市長が必要と認める書類

※新設扱い転換の場合は（1）～（20）の書類の他、（21）～（23）の書類を提出してください。

- (21) 建築確認通知書の写し（確認済証、確認申請書〈第1面～第5面〉）
- (22) 浄化槽仕様書の写し（倉渕支所管内は、浄化槽設置届出書の写し）
- (23) エコ補助金確認書

※転換の場合は（1）～（20）の書類の他、（24）の書類を提出してください。

- (24) 浄化槽設置届出書の写し

※浄化槽用プレキャストコンクリート（以下、PC板）を使用する場合は、新設・転換とも「セメント試験成績表」「骨材試験成績表」「鋼材検査証明書」「製品配筋図」「試験荷重計算書」を提出してください。

4 実績報告（提出部数 1 部）

- (1) 実績報告書
- (2) 浄化槽設置工事の工程写真（別紙「浄化槽工事写真の撮り方」を参照）
- (3) 浄化槽保守点検・清掃委託契約書の写し（2 年目以降の浄化槽法定検査（11 条）についても記載してあること）
- (4) 浄化槽法定検査（7 条）申込書の写し
- (5) チェックリスト（工事施工監理確認書）
- (6) 浄化槽工事と宅内配管工事の請求書もしくは領収書の写し（それぞれの内訳が分かるもの）
- (7) 請求書（高崎市長宛て）
- (8) その他市長が必要と認める書類
- (9) 「浄化槽使用廃止届出書」の写し（くみ取り槽の場合は必要なし）
- (10) 浄化槽設置に係る工事写真
 - ①みなし浄化槽又はくみ取り槽を撤去処分する場合
 - ア 既設のみなし浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況
 - イ 撤去後の掘削状況
 - ウ 撤去物を積載した運搬車輛（運搬車輛のナンバー、産業廃棄物収集運搬業者の会社名、許可番号が写っているもの）
 - ②みなし浄化槽又はくみ取り槽を雨水貯留槽として再利用する場合
 - ア 既設のみなし浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況
 - イ 雨水貯留槽等への改造を確認できるもの
 - ③みなし浄化槽又はくみ取り槽をやむを得ない理由により撤去できない場合（槽内の清掃後、撤去できる部分はできる限り撤去してください）
 - ア 既設のみなし浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況
 - イ 撤去できない状況がわかるもの
 - ウ 清掃料金の領収書の写し

※PC板を使用した場合は、製造番号等が確認できる写真又は出荷証明書、納品書等を提出してください。

※補助金に係る浄化槽工事完了後 1 か月以内又は申請する年度の 2 月最終開庁日 のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

5 中間検査について

- (1) 中間検査は、基礎コンクリート打設前の配筋時又はPC板据付後、浄化槽設置前に行います。
- (2) 確認事項
 - ①基礎コンクリート打設前の配筋状況（PC板の場合は、据付後スケール等で寸法がわかる状況）
 - ②浄化槽本体
 - ③浄化槽設置場所
 - ④浄化槽設備士が立ち会っていて、設備士証を携帯しているか

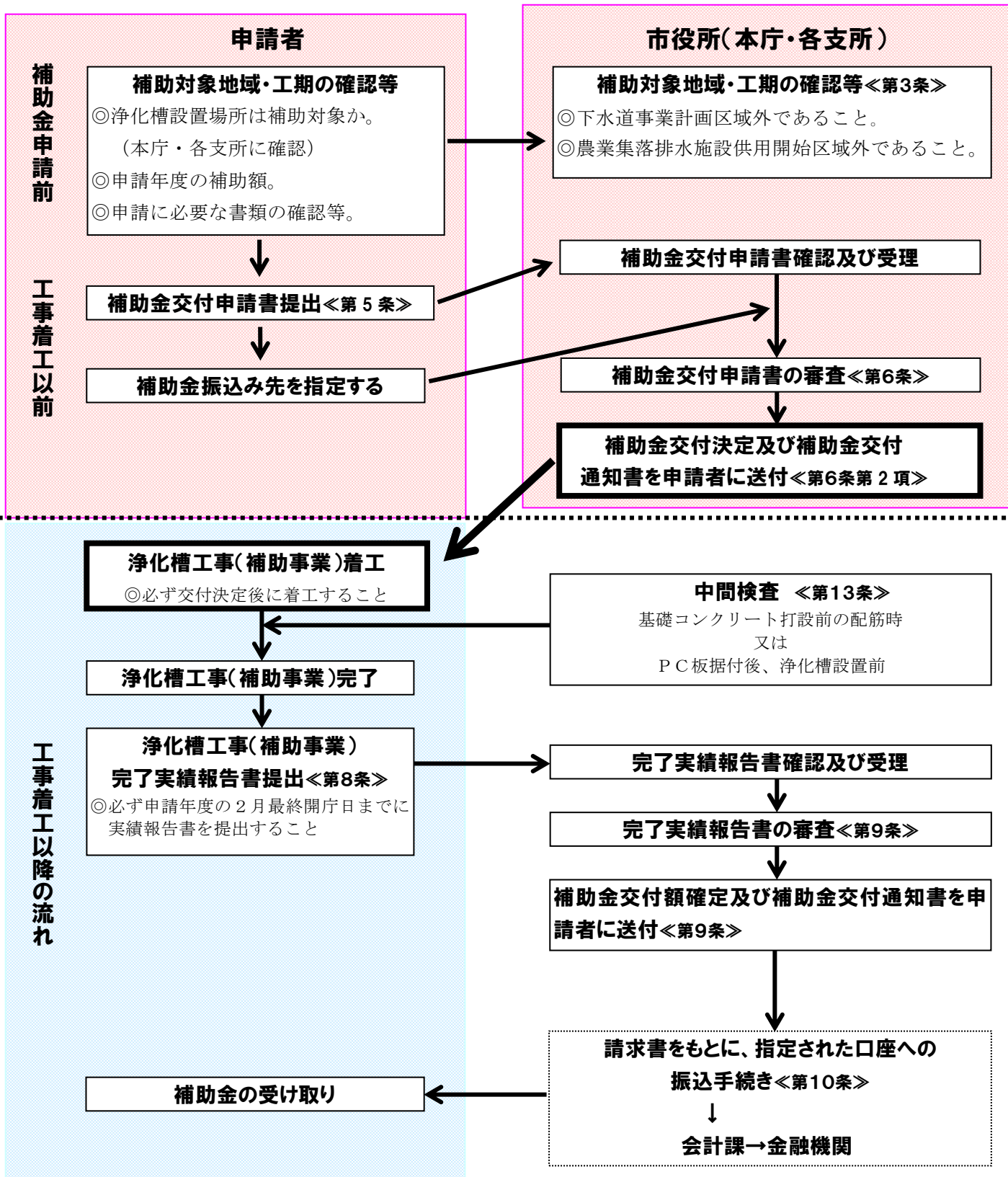
※事前に余裕をもって予約の連絡をしてください。予約は、浄化槽設置場所の管内担当へお願いします。中間検査を受けないと補助金を交付できません。

6 その他

- (1) 交付申請は、必ず浄化槽工事着工 2 週間前までに行ってください。
補助金交付決定通知書（様式第 2 号）が出てから工事に着手してください。
それ以前に工事に着手した場合は、補助金を交付できません。
- (2) 2 人以上で浄化槽を設置する場合は、承諾書により交付申請者を 1 人としてください。
- (3) 書類や工事写真等に不備がある場合は、補助金を交付できない場合があります。

高崎市浄化槽設置事業費補助金交付申請の流れ

〈根拠法令：高崎市浄化槽設置事業費補助金交付要綱〉



【お問い合わせ先】 浄化槽を設置する場所の管内担当へお願いします

本庁 環境部	一般廃棄物対策課	TEL 027-321-1253 (直通)
倉渚支所	市民福祉課	TEL 027-378-4524 (直通)
箕郷支所	市民福祉課	TEL 027-371-9053 (直通)
群馬支所	市民福祉課	TEL 027-373-1312 (直通)
新町支所	市民福祉課	TEL 0274-42-3102 (直通)
榛名支所	市民福祉課	TEL 027-374-5114 (直通)
吉井支所	市民福祉課	TEL 027-387-3132 (直通)

浄化槽工事写真の撮り方

- ※ 以下の説明は写真撮影例であり、提出する写真は工程がわかるように複数枚の撮影をしてください。
- ※ 測定値や作業内容を黒板等に記入し、撮影をしてください。
- ※ スケール等の目盛りがはっきり読み取れるよう撮影をしてください。

(1) 浄化槽設備士が標識板を掲げ、設置予定場所を撮影する。

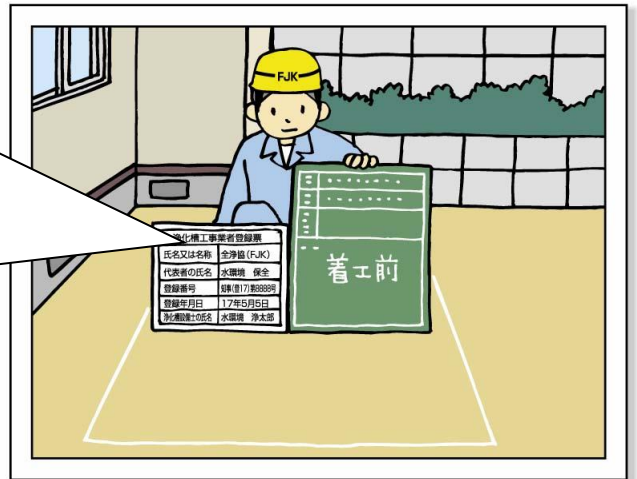
- ・ 標識は明確に撮影すること。
 - ・ 背景に工事を行う場所の周辺状況（地面、家屋等）が写っていること。
 - ・ 浄化槽設備士が正面を向いていること。
- (当該現場を担当する浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真)

浄化槽工事業者登録票
又は浄化槽工事業者届出済票

← 40cm以上 →

浄化槽工事業者登録票		↑ 35 cm 以 上 ↓
氏名又は名称		
代表者の氏名		
登録番号	知事(登)第 号	
登録年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		
【法第30条】別記様式第8号(第9条)		
浄化槽工事業者届出済票		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
届出番号	知事(登) 号	
届出年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		
【法第33条第2項】別記様式第9号(第9条)		

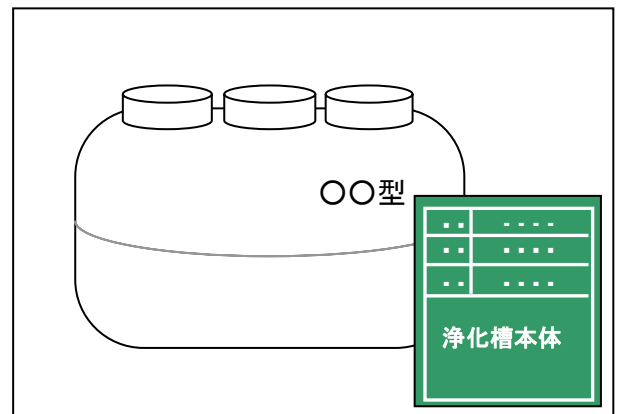
↑ 工事用黒板 ↓



※工事用黒板はそれぞれの工種ごとに撮影する。

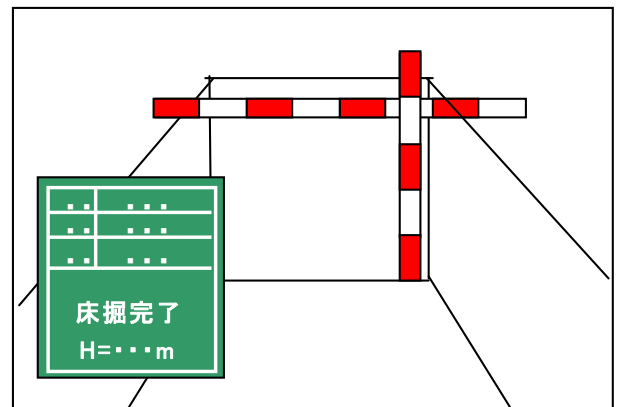
(2) 浄化槽本体を撮影する。

- ・ 浄化槽の型式がわかるように撮影すること。



(3) 床掘工の状況を撮影する。

- ・ スケール等で掘削深を測定し高さが確認できること。



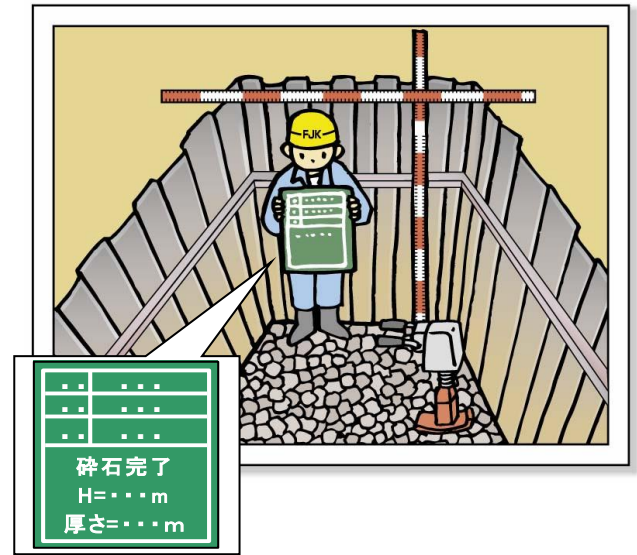
(4) 基礎碎石の状況を撮影する。

- ・スケール等で仕上がり面までの高さが確認できること。
- ・基礎碎石等の仕上がり厚さが確認できること。
- ・適切な転圧が確認できること。

基礎等の厚さ(10人槽以下)

碎石		100mm 以上
捨てコンクリート		50mm 以上
鉄筋	配筋	D10@200mm
コンクリート	コンクリート厚	100mm 以上

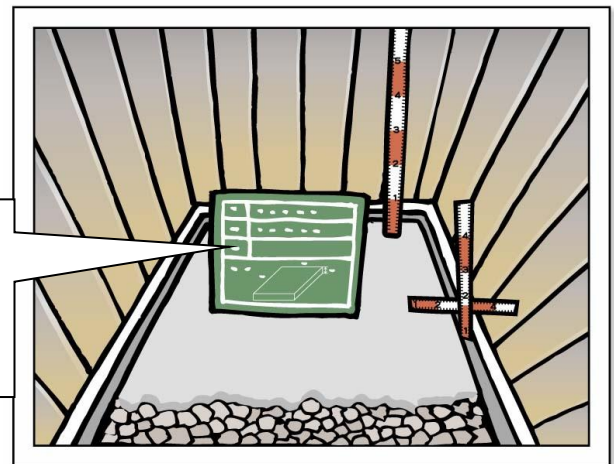
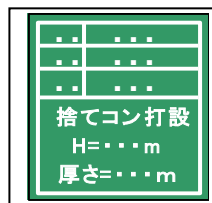
※基礎等の厚さは浄化槽メーカーの施工要領書に準ずる



(5) 捨てコンクリートの打設状況を撮影する。

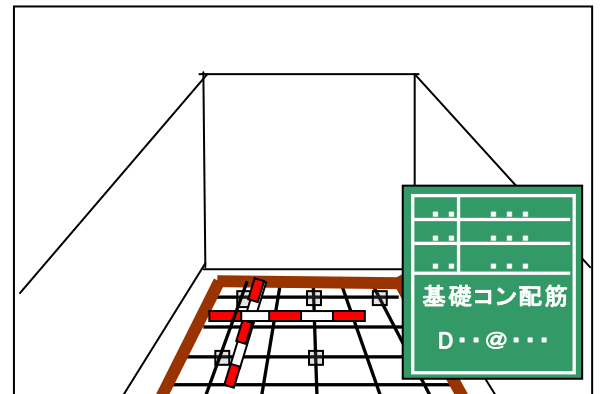
- ・スケール等で仕上がり面までの高さが確認できること。
- ・捨てコンクリートの仕上がり厚さが確認できること。

※PC板を使用する場合は、捨てコンクリートの打設が不要な場合あり。(製品の仕様による)



(6) 基礎コンクリート打設前の配筋状況を撮影する。

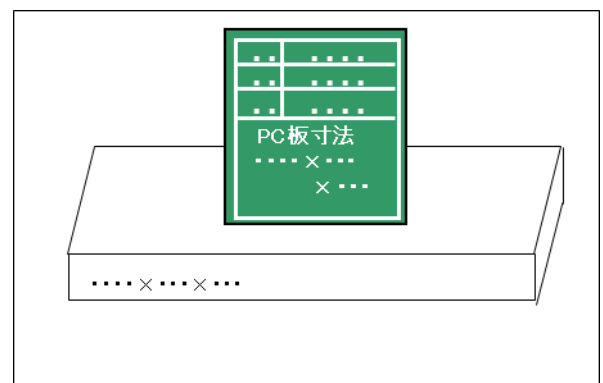
- ・型枠の高さがスケール等で確認できること。
- ・鉄筋の間隔がスケール等で確認できること。
- ・スペーサーの設置が確認できること。



PC板の場合

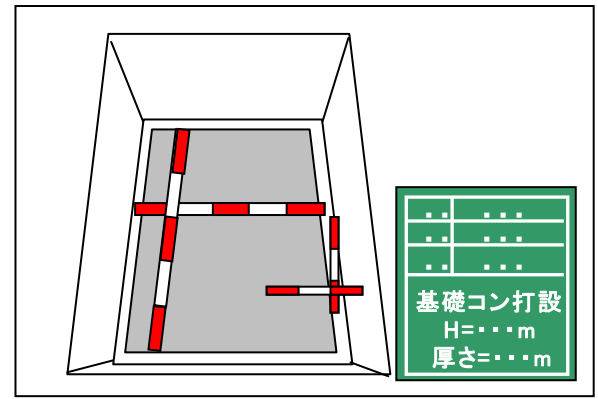
※基礎コンクリート打設不要。

PC板側面に記載されている寸法がわかる写真を撮影する。



(7) 基礎コンクリートの打設状況を撮影する。

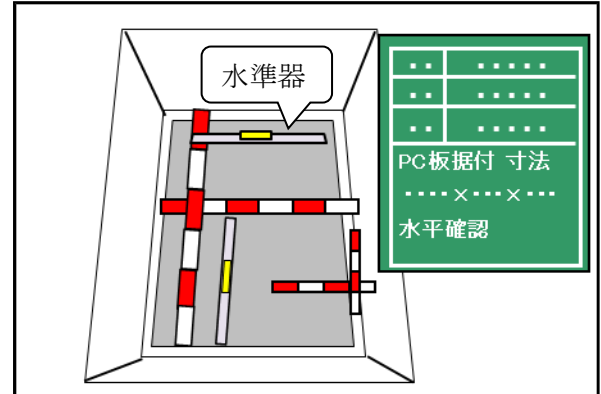
- ・スケール等で仕上がり面までの高さが確認できること。
- ・基礎コンクリートの仕上がり長さ、幅、厚さが確認できること。



PC板の場合

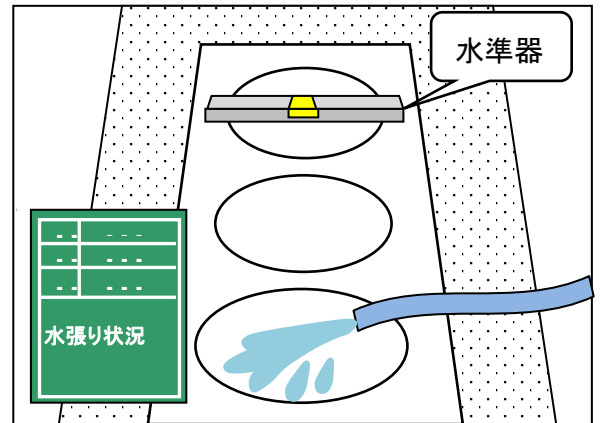
PC板据付状況を撮影する。

- ・スケール等で長さ、幅、厚さが確認できること。
- ・水平であることが確認できること。



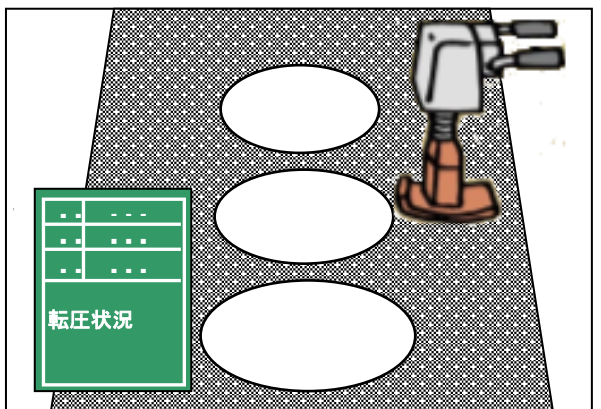
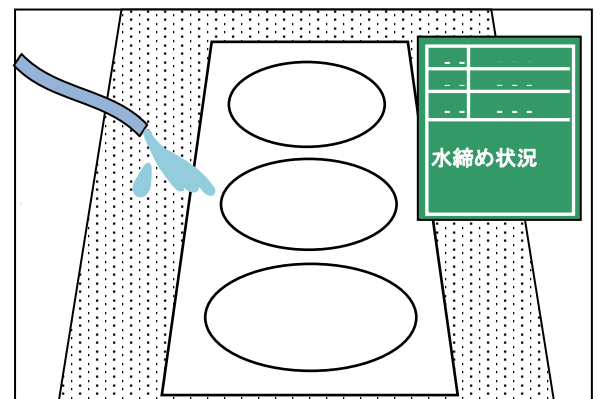
(8) 浄化槽の据付・水張り状況を撮影する。

- ・据付時の水張り状況が確認できること。
- ・水平を確認しながらの作業が確認できること。
- ・黒板等で作業の様子が隠れないようにすること。



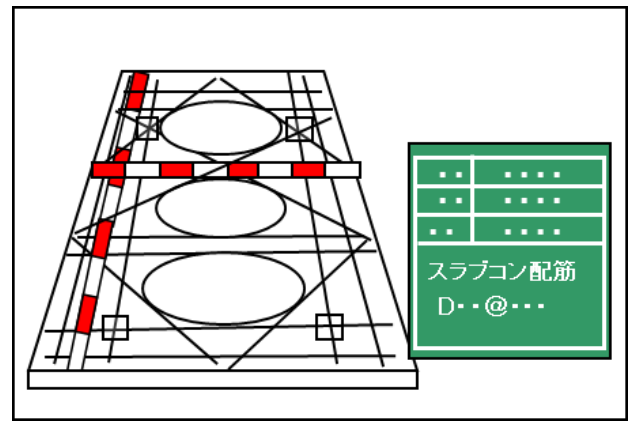
(9) 浄化槽の埋戻し状況を撮影する。

- ・埋戻し作業は、良質土で水締め、適切な転圧が確認できること（人力での転圧でも可）。



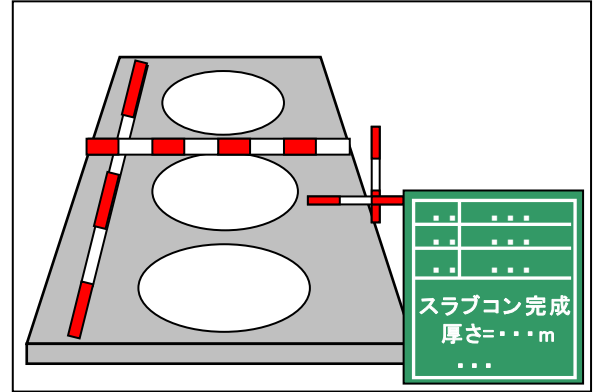
(10) 上部スラブコンクリートの配筋状況を撮影する。

- ・鉄筋の間隔がスケール等で確認できること。
- ・スペーサーの設置が確認できること。



(11) 上部スラブコンクリートの完成状況を撮影する。

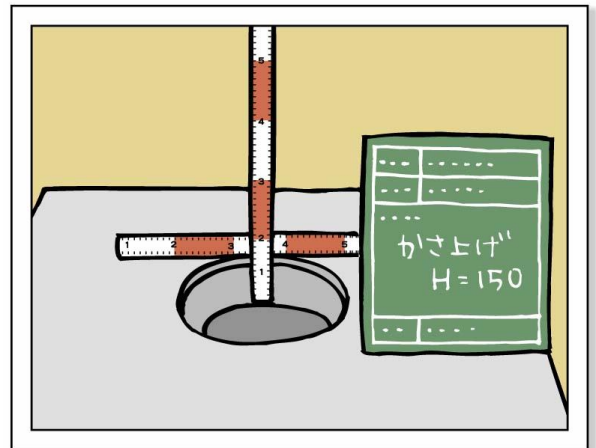
- ・スラブコンクリートの仕上がり長さ、幅、厚さが確認できること。



(12) マンホール蓋の嵩上げ状況を撮影する。

(嵩上げが必要な場合のみ)

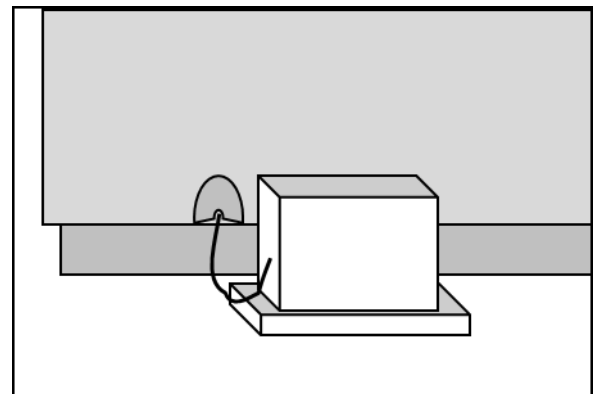
- ・スケール等で嵩上げ高さが確認できること。
(嵩上げ高さは 300mm 以内であること)



(13) ブロワーの設置状況を撮影する。

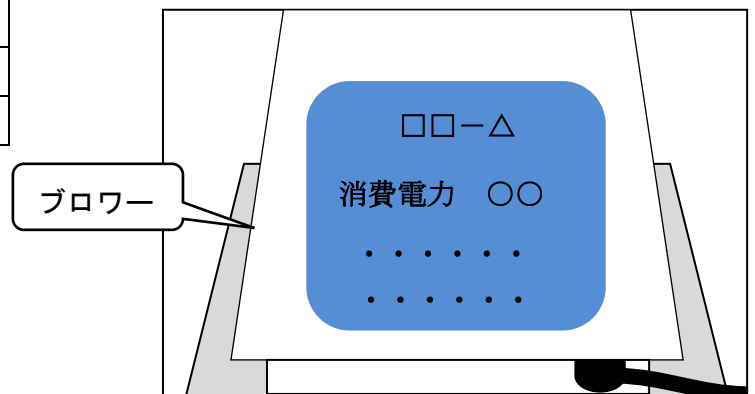
(ブロワーの消費電力がわかる部分の拡大写真を含む。)

- ・ブロワーの設置が確認できること。
- ・消費電力が表示されている部分が確認できること。



消費電力基準 (下表の基準以下) 単位 W

人槽区分	通常型	BOD 10mg/L 以下	りん除去型
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
10人槽	75	102	157



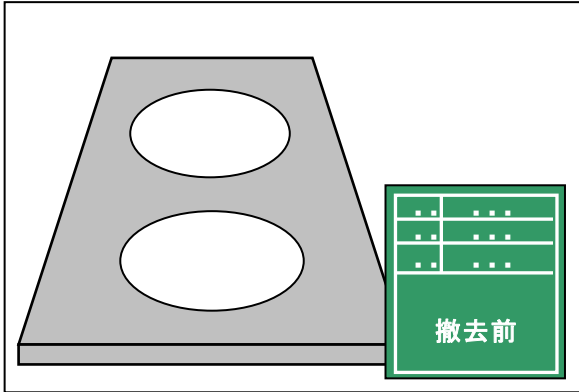
※既存設備の撤去については次に示す写真を添付してください

(1)「浄化槽使用廃止届出書」の写し（くみ取り槽の場合はなし）

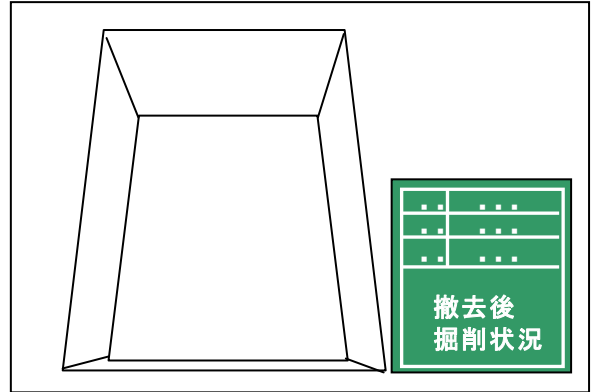
(2) 工事写真

○みなし浄化槽又はくみ取り槽を撤去処分する場合

①既設のみなし浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況

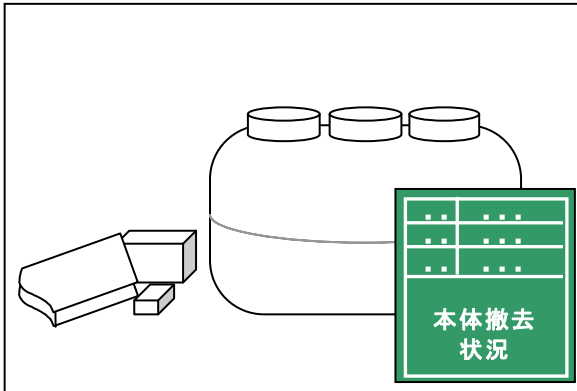


②撤去後の掘削状況



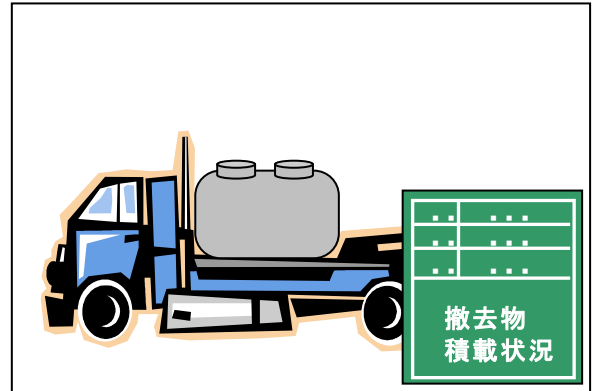
③撤去物が確認できる写真

撤去したみなし浄化槽やくみ取り槽のコンクリート殻が確認できるように撮影すること。



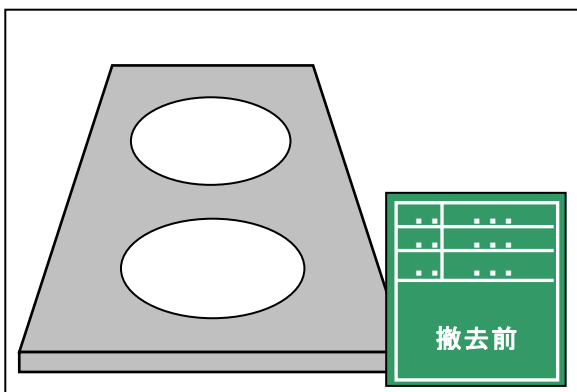
④撤去物を積載した運搬車両

下記のものが確認できるように撮影すること。
・運搬車両のナンバー
・産業廃棄物収集運搬業者の会社名、許可番号



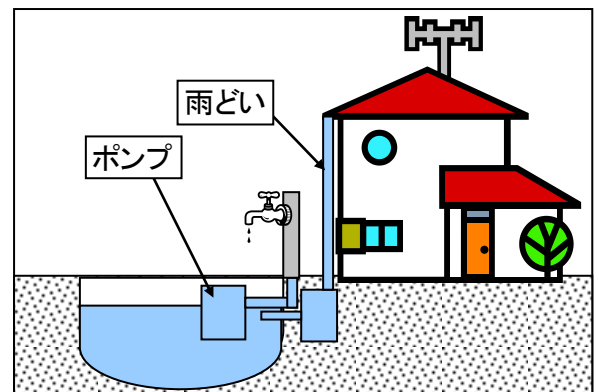
○みなし浄化槽又はくみ取り槽を雨水貯留槽として再利用する場合

①既設のみなし浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況



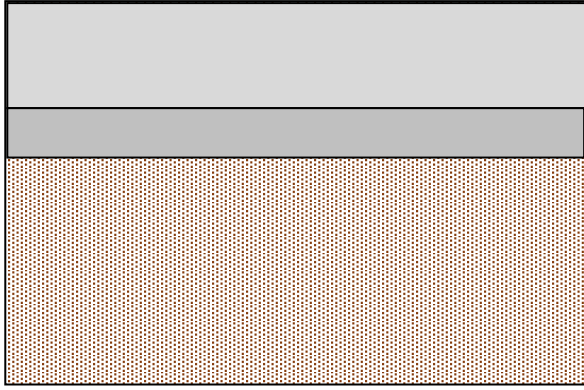
②雨水貯留槽等への改造を確認できるもの

配管等、工事の工程がわかるように撮影すること。

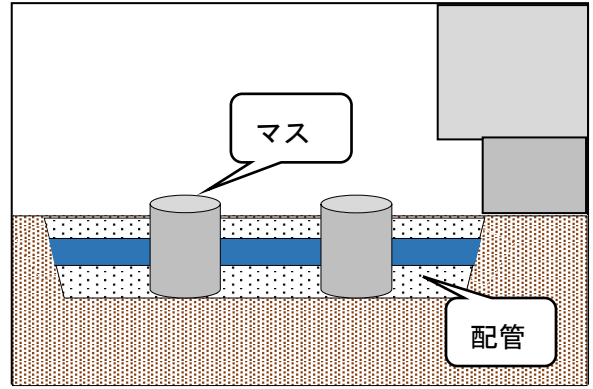


※宅内配管補助を受ける場合は次の写真を添付してください

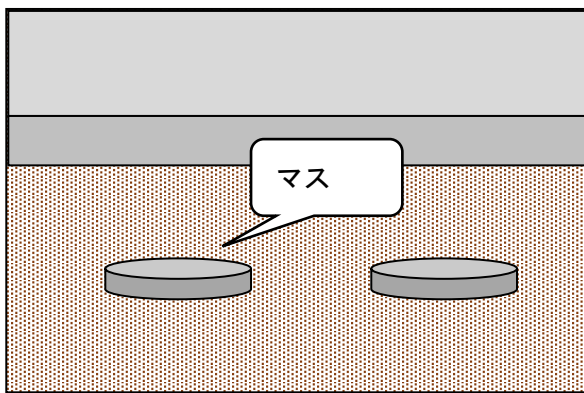
① 宅内に接続する配管工事をする前の写真



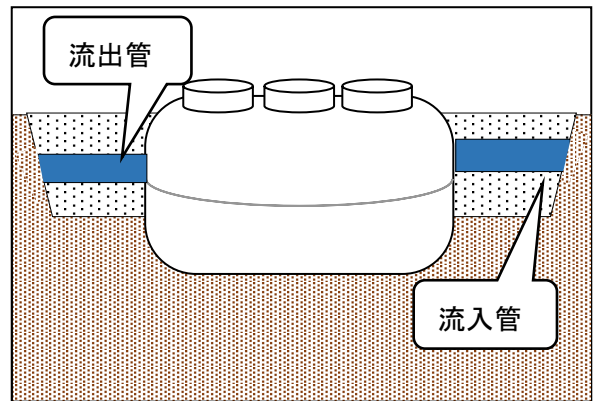
② 宅内に接続する部分のマスと配管の設置写真



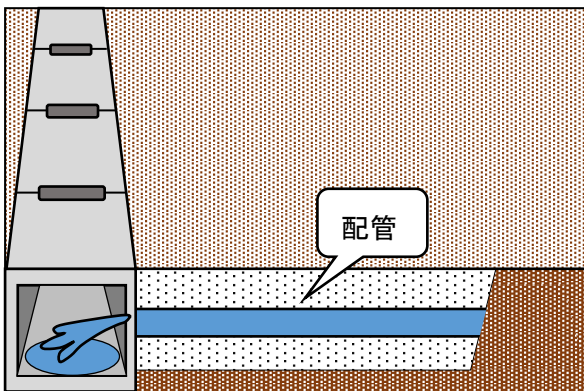
③ 埋設後のマスの写真



④ 浄化槽本体への流入管と流出管の接続状況写真



⑤ 放流先への配管の接続状況の分かる写真



※令和2年度から環境配慮型浄化槽の消費電力基準が変更となりました。

申請の前に適合機種であることの確認を必ず行ってください。

※浄化槽工事写真の撮り忘れ等にご注意ください。

写真の不足（撮り忘れや明確に写っていない）があった場合、補助金を交付できない場合があります。

※市から不足書類や訂正を求められた場合は、速やかに対応してください。遅れた場合は、補助金を交付できない場合があります。